



25-D-1476

2026年1月26日

検証者名：株式会社日本格付研究所

独立検証者の限定保証報告書

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

実行後検証報告書 サステナビリティ・リンク・ローン

検証者の結論

宛先 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

検証者の結論

株式会社日本格付研究所（JCR）は、三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社（借入人）に対して実行したサステナビリティ・リンク・ローン（本借入金）が指標とするKPIの2024年度の数値について、サステナビリティ・リンク・ローン原則、サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（SLLP等）の要請に従い、借入人から、2025年11月28日から2026年1月9日までに最新の資料・情報等関連する証拠を入手し、検証手続きを実施した。その結果、JCRは本借入金が実行される際に定められたSPTの進捗状況が管理され、検証基準に従って、算定及び報告がなされていないと信じさせる事項は、すべての重要な点において認められなかった。

▶▶▶ 主題に関する基本情報

借入人	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
検証対象	サステナビリティ・リンク・ローン
検証対象年度	2024年度(2024年10月1日～2025年9月30日)
検証期間	2025年11月28日～2026年1月9日
検証目的	SLLP等の第5原則の要請により、SPTの達成状況に関する第三者検証を実施する事

▶▶▶ 適用される検証基準

共通

- 「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務に関する国際規格(ISAE 3000)」に準拠して JCR が独自に制定した手順

▶▶▶ 本借入金に設定された KPI と SPT

KPI1：SDGs 『ありがとう』プロジェクト¹の契約件数

SPT1：3 年目終了時の累計契約件数 120 件の達成（初年度：30 件、2 年目累計：70 件）

KPI2：エコキュー契約件数

SPT2：3 年目終了時の累計契約件数 13,500 件（初年度：4,500 件、2 年目累計：9,000 件）

KPI3：PC のリユース・リサイクル率（借入人に返却されたものが対象）

SPT3：借入人に返却された PC のリユース及びリサイクル率 100%（3 年間 100% を維持）

▶▶▶ SPT の進捗状況

【SPT1 について】

本検証対象期間の SPT1 の進捗について、借入人から提出された資料を検証し、3 年目累計が 266 件であったことを確認した。

表 1 SPT1 の進捗状況²

（単位：件数）

KPI	項目	初年度	2 年目	3 年目
SDGs 『ありがとう』プロジェクト の契約件数（累計）	SPT	30	70	120
	実績	103	193	266

計算対象範囲

SDGs に関連する設備投資として、グリーンおよびソーシャル・ローン原則に適合する物件のリース契約

現状結果の理由

過去 2 年と同様、株式会社大塚商会とのアライアンス³が堅調に推移したためである。

¹ SDGs 『ありがとう』プロジェクトは、顧客が SDGs に関連する設備投資を行う際、本プロジェクトに賛同すると、契約金の 0.1% を SDGs に貢献する団体（日本ユネスコ協会連盟）へ寄付を行うものである。

² 借入人から受領した情報を基に JCR 作成。

³ 顧客が大塚商会と契約した SDGs に貢献可能な LED 照明を借入人とのリース契約等で導入する際、顧客が寄付に関する賛同を条件に、契約金額の一部を大塚商会と借入人が連名にて、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟へ寄付する取り組み。なお、賛同・承諾をした顧客については、借入人と大塚商会のウェブサイトにて企業名を公表している。

【SPT2について】

本検証対象期間のSPT2の進捗について、借入人から提出された資料を検証し、3年目累計が19,204件であったことを確認した。

表2 SPT2の進捗状況⁴

(単位:件数)

KPI	項目	初年度	2年目	3年目
エコキュート契約件数(累計)	SPT	4,500	9,000	13,500
	実績	7,027	13,777	19,204

計算対象範囲

エコキュートのクレジット契約（借入人のクレジットカード制度を通じて販売した案件が対象）

現状結果の理由

メーカー・販売店・弊社による三位一体での、特別クレジット制度の展開等、顧客のエコキュート導入支援に向けた各種施策を実施したためである。

【SPT3について】

本検証対象期間のSPT3の進捗について、借入人から提出された資料を検証し、3年目は100%であったことを確認した。

表3 SPT3の進捗状況⁴

(単位: %)

KPI	項目	初年度	2年目	3年目
PCのリユース及びリサイクル率	SPT	100	100	100
	実績	100	100	100

計算対象範囲

PCのリース・レンタル満了物件（契約約定による廃棄指定、薬品等によるマテリアル抽出困難な物件を除く）

現状結果の理由

初年度にPC本体のみの買取りから資源価値を見込んで売買が出来る先と取引を開始するなど、中古業者や産廃事業者の見直し・交渉を実施した結果、従来に比べ販売対象の部品（パーツ単位）が拡大している。その結果、従来は中古市場での流通が見込めず「廃棄」と判断していたPCについて、パーツ販売等に回せるようになり、100%を維持している。

⁴ 借入人から受領した情報を基にJCR作成。

▶▶▶ 上記の進捗を裏付ける資料として借入人から受領した資料一覧

- ・ 各 SPT 集計データ
- ・ JCR からの質問状への回答書
- ・ 集計データに関する証跡資料

▶▶▶ 借入人の責任

借入人は、SPT の進捗状況を検証者が把握するために適切な記録・証拠書類を検証者に提供する責任を負う。

▶▶▶ JCR の責任

JCR は検証者として、借入人から受領した資料の範囲において、その適切性を (SLLP 等) に照らして検証する責任を負う。JCR は借入人が測定し提供した結果について、その結果の十分性及び適切性について SLLP 等への適合性を評価する。

▶▶▶ 検証手順

-検証手順

JCR の検証者は、2025 年 11 月 28 日付の手順書に記載されている限定保証手順に基づき、検証作業を実施した。なお、当該限定保証手続は、独立監査について関連する一般原則、専門的基準、ならびに「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務に関する国際規格(ISAE 3000)」に準拠して JCR が独自に制定した手順である。

-JCR の品質管理体制の整備と検証者の独立性及びその他の職業倫理に関する規定の順守

JCR は ISQC1 と同等以上の職業専門的な要求事項又は法令等の要求事項を満たしている。JCR は適用された保証業務に関する IESBA 倫理規程のパート A 及び B と同等以上の職業的専門家としての要求事項又は法令等の課した要求事項を満たしている。

▶▶▶ 検証作業の概要

-検証作業の範囲

借入人が実行した本借入金は、SPT の進捗状況に係る毎年のレポートингと第三者機関による検証の実施を条件として実行されたため、JCR は本借入金で設定された SPT の進捗状況について限定的保証業務を行う。

- 検証手続き

JCR では、2025 年 11 月 28 日から 2026 年 1 月 9 日まで、以下の検証手続きを実施した。

- ・ 本借入金で設定された KPI/SPT 及び借入人のサステナビリティ戦略の確認
- ・ SPT の進捗状況に係るエビデンス（記録、関連文書）の評価
- ・ 借入人の SPT 担当者ならびに借入人のサステナビリティ戦略を企画する担当者への照会（書面提出され

た内容に関して追加質問がある場合に実施)

- ・ 借入人に対し、JCR が検証作業を行う際に必要とする、信頼に足る情報を提供するよう要請及び借入人より当該情報をすべて提供した旨を陳述した書面の入手
- ・ 検証報告書及び結論に関して客観的な評価をするための評価委員会の開催

▶▶▶ 検証結果

JCR は、その適用される検証基準に準拠して、SPT の進捗状況が管理されており、SLLP 等で定められた実行後レポーティングに係る開示がなされていないと信ずるに足る理由を発見することができなかった。

▶▶▶ 検証報告書の配布及び使用の制限

本検証報告書は、借入人及び貸付人の利用を目的としており、借入人及び JCR によって公表される。

保証レベルに係るステートメント

限定された保証業務とは、調査を行い、分析、適切なテスト、及び否定形による結論を提供するための根拠として有意義なレベルの保証を取得するのに十分な他の証拠収集手順を適用することで構成され、妥当なレベルの保証を提供するために必要な証拠のすべてを提供するものではない。発行される手順は、故意又は過失が原因であるかどうかにかかわらず、特定の活動データの重大な虚偽表示のリスクを含む検証者の判断に依存する。

手続きの性質と範囲を決定するにあたり、経営陣の内部統制の有効性を検討したが、このレビューは内部統制の保証を提供することを意図したものではない。JCR は JCR の得た証拠が、結論の根拠を提供するのに十分かつ適切であると考えている。

検証者の署名

菊池 理恵子

責任者[菊池 理恵子]

玉川 冬紀

佐藤 大介

主任[玉川 冬紀]

担当[佐藤 大介]

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

本第三者検証に関する重要な説明

1. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者検証を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

2. 信用格付との関係

本第三者検証は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

3. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遗漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。